

太子町重度障がい者等住宅改造助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 町長は、重度障がい者等（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるよう日常生活の基礎となる住宅の改善を促進し生活の利便性を図るため、住宅の改造を行う場合、障がい者等を含む世帯に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、太子町補助金交付規則（平成19年太子町規則第26号）及びこの要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、太子町とする。

(対象世帯)

第3条 対象世帯は、町内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた者で
1 1、2級、又は体幹・下肢機能障がい度3級に該当する65歳未満の障がい者等が属する世帯とする。
2 対象住宅は、民間の持家又は借家（所有者の承認が必要）とする。

(対象経費及び基本額)

第4条 対象経費は、便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等を障がい者等の身体の障がいの状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものとするために改造する経費とする。
2 基本額（限度額）は、前項の経費のうち別表で定める額とする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、基本額と実際に工事に要した額のいずれか低い方の額とする。ただし、この場合1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
2 次の各号に掲げる事業により、住宅改造に要する経費の給付を受けた場合においては、その給付額等を基本額から控除する。
(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修又は居宅支援住宅改修費
(2) 太子町日常生活用具給付等事業実施要綱（平成19年太子町要綱第10号）に基づく給付費

(交付申請書等)

第6条 助成金の交付の申請書は、太子町重度障がい者等住宅改造助成事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 事業概要調書（様式第2号）
(2) 工事見積書の写し
(3) 工事箇所の図面及び施工前の写真

- (4) 借家の場合は、土地及び建物の所有者の承諾書
 - (5) 前年分所得税課税証明書等
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 交付申請書は、工事の着手前に提出することとし、事前に協議するものとする。ただし、助成金の申請は一世帯1回限りとする。

(決定通知書)

第7条 助成金の交付決定の通知書は、太子町重度障がい者等住宅改造助成事業助成金交付決定通知書（様式第3号）とする。

(工事の着手及び完了)

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、交付決定を受けた後に工事の着手を行うものとし、当該年度内に工事を完了するものとする。

(完了報告書)

第9条 助成金の完了の報告書は、太子町重度障がい者等住宅改造助成事業完了報告書（以下「完了報告書」という。）（様式第4号）とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事費請求書の写し
 - (2) 工事箇所の写真
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 完了報告書は、工事が完了した日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

(確定通知書)

第10条 助成金の額の確定通知書は、太子町重度障がい者等住宅改造助成事業助成金確定通知書（様式第5号）とする。

(交付請求書等)

第11条 助成金の交付請求書は、太子町重度障がい者等住宅改造助成事業助成金交付請求書（様式第6号）とする。

2 工事施工者が助成対象者の委任を受けた場合は、工事施工者に助成金を交付することができるものとする。

附 則（平成19年要綱20号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年要綱5号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱82号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

別 表

生計中心者の前年所得税額 (1月から3月までの間 については前々年所得 税額)	補助対象者補助基本額	
	助成対象事業費の額 50 万円未満の場合	助成対象事業費の額 50万円以上の場合
生活保護世帯又は 非課税世帯	助成対象事業費 の全額	500,000 円
40,000 円以下の世帯	2 / 3	333,000 円
40,001 円以上 70,000 円以下の世帯	1 / 2	250,000 円
70,001 円以上の世帯	対 象 外	